指定設備		販売が開始された時期に係る要件
減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	
機械及び装置	全ての指定設備	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
器具及び備品	試験又は測定機器	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の六年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
	陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの	
	冷房用又は暖房用機器	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	
	電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウエアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウエアをいう。以下この号において同じ。）が書き込まれたものであって、中小企業者及び組合等（情報通信業のうち自己の全部又は一部の電子計算機の提供を行う事業を行う法人を除く。）が取得又は製作をするものに限る。）	
工具	ロール	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く。）	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
	昇降機設備	
	アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る。）	
	日射調整フィルム	
	断熱材	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十四年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
	断熱窓	
ソフトウェア		当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（中小企業者及び組合等が取得する又は製作するものに限る。）

二　機械及び装置、工具、器具及び備品（サーバー用の電子計算機にあっては、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。）、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

（営業利益＋減価償却費）の増加額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三年度の平均額）

÷設備投資額（設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額）

（経営力向上関連保証の資金の要件）

第九条　法第十六条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動に必要な資金とする。

様式第一（表面）中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改め、同様式（裏面）中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（」を「中小企業等経営強化法（」に、「第８条」を「第７条」に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改め、同様式（裏面）中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（」を「中小企業等経営強化法（」に、「第８条」を「第７条」に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

様式第二（表面）中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改め、同様式（裏面）中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第８条」を「中小企業等経営強化法第７条」に改め、同様式（裏面）中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（」を「中小企業等経営強化法（」に、「第８条」を「第７条」に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

様式第三及び様式第三の二中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

様式第四中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第８条」を「中小企業等経営強化法第７条」に改める。

様式第四の二中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第８条」を「中小企業等経営強化法第７条」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

様式第五中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

様式第七中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第８条」を「中小企業等経営強化法第７条」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。